

公益財団法人三重県救急医療情報センター 役員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人三重県救急医療情報センター（以下「センター」という。）の理事、監事及び評議員（以下「役員」という。）の報酬並びに費用について定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 役員は、理事会並びに評議員会に出席した場合には、日額報酬を支給することができる。

- 2 前項の規定において、常務理事並びに県及び市町の一般職の者で役員になっている者には支給しない。
- 3 日額報酬の額については、一回の会議について1万円とする。

(費用弁償)

第3条 役員には、その職務を執行するために要する費用を弁償することができる。

- 2 前項の支給については、三重県職員の旅費支給の基準を適用する。

(附則)

この規程は、センターが三重県知事から公益財団法人として認定され、登記がなされた日から適用する。